

## 2 業種別の主な償却資産の品名(参考)

業 種	品 名
共 通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、キャビネット、金庫、レジスター、自動販売機、看板、広告塔、ネオンサイン、案内板、舗装路面、内部造作、簡易間仕切り、駐車場設備等
製 造 業	金属製品製造設備、食品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、受変電設備、工場等の動力幹線設備、機械の給排水設備等
印 刷 業	印刷機、製版機、断裁機等
建 設 業	ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト、大型特殊自動車、発電機等
料 理 飲 食 業	テーブル、椅子、厨房設備、冷凍冷蔵庫、カラオケ機器等
小 売 業	陳列棚、陳列ケース(冷凍・冷蔵機付を含む)、日除け等
理 容 ・ 美 容 業	理・美容椅子、洗面設備、消毒殺菌設備、サインポール等
医 ( 歯 科 ) 業	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ等)、ガス(麻酔等)設備等
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール梱包装置等
不 動 産 貸 付 業 (アパート・駐車場経営含む)	受変電設備、中央監視制御装置、門扉・塀・緑化施設等の外溝工事、駐車場等の舗装および機械設備等
ガソリンスタンド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防火壁、地下タンク等
カラオケボックス	カラオケセット、接客用家具、照明設備等
パチンコ店 ゲームセンター	パチンコ器、パチンコ器取付台(シマ工事)、ゲーム機、両替機、玉貸機等
ゴルフ練習場	フェンス、ネット設備、照明設備、芝刈機、ボール洗浄機、芝生、ゴルフボール自動貸出機、集玉設備等

## 3 申告の必要がない資産

- (1) ①耐用年数が1年未満または取得価額が10万円未満のもので、税務会計上資産として扱わず、一時に損金として計上したもの。  
②取得価額が20万円未満のもので、3年間の一括償却としたもの
- (2) 自動車税・軽自動車税の対象となる自動車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車・原動機付自転車
- (3) 無形減価償却資産(営業権・意匠権・著作権・ソフトウェア)、電話加入権
- (4) 書画・骨とう品(ただし、複製・イミテーションのようなもので、装飾的な目的に使用されるものは、申告の対象になります。)
- (5) たな卸資産(貯蔵品・商品等)

市・県民税 第4期の納期限は、  
**1月31日(火)**です。  
納め忘れにご注意ください!

**休日納税・納付相談**  
今月の相談日は**1月15日(日)**です。  
時間:午前9時～午後5時  
場所:納税課(市役所2階)  
お気軽にご利用・お問い合わせください。  
対象は、市・県民税、固定資産税、軽自動車税です。

# No.6 市税だより



## 問い合わせ

- 個人および法人市民税、軽自動車税等の賦課に関すること……市民税課
- 固定資産税(土地、家屋および償却資産)の賦課に関すること……資産税課
- 市税の徴収や納税相談等に関すること……納税課

☎ 876-1234  
内線(2211~2217)  
内線(2261~2265)  
内線(2315・2318)

今回は、償却資産(固定資産税)についてお知らせします。

## ■償却資産の申告はお済みですか?

固定資産税については、土地、家屋のほかに、償却資産についても課税の対象となります。償却資産とは、法人(会社)や個人が事業のために所有している構築物・機械装置・船舶・器具備品などの資産のことで、毎年1月1日に所有している方は、申告しなければなりません。申告するには、法人の方は、固定資産台帳や法人税申告書の別表16(2)等を、個人の方は、所得税の申告における減価償却明細、固定資産を管理している帳簿等を基に行ってください。なお、申告した償却資産の評価額合計が150万円未満の場合は、課税されません。(ただし、申告は必要です。)申告用紙は、12月中旬に送付していますが、市ホームページから申請書をダウンロードおよび郵送も可能です。最終日は混雑が予想されるので、お早めに提出されますよう、ご協力をお願いします。

申告期間：平成24年1月4日(水)～1月31日(火)

申告場所：〒901-2501 浦添市安波茶1-1-1 浦添市役所 資産税課(本庁舎2階)

様式等のダウンロード：浦添市役所ホームページ <http://www.city.urasoe.lg.jp>  
サイト内検索「償却資産申告」

## 1 償却資産の種類

種 類	主 な 償 却 資 産
第1種 構 築 物 (建物附属設備)	広告塔、独立煙突、受変電設備等、門、塀、ゴルフ場のネット設備、緑化施設、庭園、舗装路面(マンション等の駐車場舗装も含む)、家屋のテナントが施工した造作など(建物附属設備のうち、 <u>固定資産税において家屋として取り扱われなかったもの</u> )
第2種 機 械 お よ び 装 置	旋盤、ボール盤、プレス、モーター、ボイラー、ポンプ、圧縮機、コンベア、クレーン、ブルドーザー、パワーショベル、工事の変・発電設備、立体駐車場の機械装置など
第3種 船 舶	ボート、漁船、油槽船、貨物船、作業船、台船、客船、遊覧船など
第4種 航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
第5種 車 両 お よ び 運 搬 具	フォークリフトやタイヤジャボなどの大型特殊自動車(車両番号が0または9で始まるもの)、荷車、手押し車、構内運搬具など
第6種 工 具 ・ 器 具 お よ び 備 品	測定・検査工具、治具、取付け工具、切削工具、金型、家具(事務所・応接セット等)、電気器具、ガス器具、陳列ケース、自動販売機、広告看板、コンテナ、金庫、事務所用機器(パソコン等)、理容・美容機器、医療機器、娯楽機器